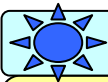

第3章 基本理念と基本目標

1. 基本的な視点

次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 7 条第 1 項の規定に基づく行動計画策定指針（平成 21 年 3 月全部改正）では、今回の計画を策定するために基本的な 9 つの視点を上げています。



1. 子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮する取り組み。



2. 次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるとの認識の下に長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組み。



3. サービス利用者の視点

多様な個別のニーズに柔軟に対応できる、柔軟かつ総合的な取り組み。



4. 社会全体による支援の視点

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもと、社会全体で協力する取り組み。



5. 仕事と生活の調和実現の視点

国及び地方自治体や企業の関係者が連携し、自らの創意工夫の下に、地域の実情に応じた働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現する取り組み。



6. すべての子どもと家庭への支援の視点

子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援を推進する取り組み。



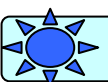
7. 地域における社会資源の効果的な活用の視点

地域活動団体、民間事業者、地域への貢献を希望する高齢者、伝統文化等様々な地域の社会資源を十分かつ効果的に活用する取り組み。



8. サービスの質の視点

サービスの質を高めるため、適切なサービス供給量を把握し、確保に努めるとともに、人材の資質の向上と情報公開やサービス評価等を推進する取り組み。



9. 地域特性の視点

地域の特性に準じた利用者のニーズの把握及び必要とされる支援に対応した地域が主体となった取り組み。

2. 基本理念

次世代育成支援対策推進法における基本理念は「次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。」とされています。

本町では、昔のような地域のつながりの中で子育てをすることで、次代の親となる子ども達が「ふるさと国見で子育てをしたい」と思えるような取り組みを推進していきます。今回策定する「第2次国見町次世代育成支援行動計画」が、本町における長期的な子育て支援と少子化対策の総合的な指針となるために、第1次計画に引き続き基本理念を以下のように定めます。

親が手本

地域が手本

子育てのまち 国見

3. 基本目標

第2次次世代育成支援行動計画の基本理念を実現するために、6つの基本目標を掲げ総合的な子育て支援施策の展開を図ります。

基本目標 1 地域における子育て支援

子どもの幸せを第一に考えて、子育てをしているすべての人が安心してゆとりある子育てができるよう、地域における様々な子育て支援を推進します。

基本目標 2 母性並びに乳幼児等の健康確保および増進

母子保健は、生涯を通じて健康的な生活を送る第一歩であり、次の世代の人々を健やかに生み育てるための基礎となります。妊娠・出産・子育てが安全に、かつ安心してできるように妊娠早期からの健康管理と指導を強化し、快適な妊娠・出産・子育てができる取り組みを行います。

基本目標 3 子どもの心身の成長に資する教育環境の整備

次代を担う子ども達が、こころ豊かに人を思いやる気持ちを持ち、基本的な生活習慣やモラル、自立心や自制心を身に付けるための教育を、家庭をはじめとする関係機関で推進します。

基本目標 4 子育てを支援する生活環境の整備と子どもの安全確保

子どもと親が共に安全かつ安心して生活できる環境を、公園や道路、居住空間などのあらゆる視点で整備し改善していきます。また、子どもを犯罪から守るべく、学校、家庭、地域が協力し関係機関の協力の下、事件・事故の防止を行い、安全な生活環境を整備します。

基本目標 5 職業生活と家庭生活の両立

子育てと仕事の両立をするための取り組みを、住民と行政はもちろんのこと企業に対する支援体制の充実を啓発・推進すると共に、多様な働き方に柔軟に対応する保育サービスの充実を図ります。

基本目標 6 要保護児童へのきめ細かな取り組みの推進

すべての子どもの権利と自由を守るため、ひとり親世帯の自立支援、障がい児施策の充実、児童虐待防止に努めます。

4. 行動計画の体系図

